

第 159 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課

- 1 日 時 令和元年 5 月 27 日 (月) 午前 10 時 ~
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
- 3 出席者 会 長 : 金子 忠一
副会長 : 横田 樹広
委 員 : 佐藤 留美 井之口 喜實夫 柴田 さちこ
宮原 よしひこ 有馬 豊 橋本 けいこ
岩瀬 たけし 植松 正一 西貝 嘉隆
中野 弘明 石川 寿生 中山 幸治
富岡 康雄 内堀 比佐雄 谷口 光男
木内 幹雄 中村 壽宏 佐々木 尚貴
理事者 : 都市農業課長 環境課長 都市計画課長
開発調整課長
事務局 : 環境部長 みどり推進課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 0 名 (傍聴人定員 10 名)
- 6 次 第
 - 1 開会
 - 2 審議
(1) 保護樹林の指定解除について
(諮問第 199 号)
(2) ねりまの名木の指定解除について
(諮問第 200 号)
 - 3 報告
(1) 練馬区みどりの総合計画について
(2) 保護樹木の新規指定について
(3) 保護樹木の指定解除について
 - 4 その他
 - 5 閉会
- 7 会議内容

みどり推進課長 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

私は、この 4 月にみどり推進課長に着任しました脇と申します。よろしくお願ひします。開会まで私が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

初めに、新たに委員となられる方について、古橋環境部長から、机上に配付しました委員会名簿順にお名前を紹介させていただき、委嘱にかえさせていただきます。

あわせて、事務局にも異動がありましたので、こちらについても紹介させていただきます。

環境部長 皆様、おはようございます。環境部長の古橋でございます。

私から、新しく第20期練馬区緑化委員会委員となられる方をご紹介します。

(新委員の紹介)

環境部長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

では、続きまして、理事者にも異動がありましたので、異動者をご紹介します。

(理事者の紹介)

みどり推進課長 それでは、開会にあたり事務局から委員の出席状況を報告します。

ただいまの出席委員数は20人です。委員22人の過半数が出席していますので、委員会は成立しています。

会 長 改めて、おはようございます。

第159回練馬区緑化委員会をこれから始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

本日、ご報告もあるかと思いますが、練馬区みどりの総合計画については、いろいろご意見をいただき、前年度におかげさまでまとめることができました。今年度からは、それを進めるということですので、今度は違う立場でいろいろご意見をいただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、審議に入る前に、事務局から資料の確認をお願いします。

みどり推進課長 (資料確認)

会 長

それでは、審議に入ります。

本日は2つの案件があります。「保護樹林の指定解除について（諮問第199号）」と「ねりまの名木の指定解除について（諮問第200号）」です。

事務局より、続けてご説明をお願いします。

みどり推進課長 （資料1説明）

会 長

ありがとうございました。

保護樹林ならびにねりまの名木の指定解除ですが、何かご質問、ご意見等がありますか。

いずれもやむを得ない事情ということですので、一点だけ確認します。最初の保護樹林の解除については、いくつか樹木が残るが、面積が至らないので保護樹林にはならないということですが、ここは宅地化されるということですが、極力樹木が残るようなご指導をいただけるということによろしいでしょうか。

みどり推進課長 事業者のあることですので限界もありますが、みどり推進課としては、なるべく残すように働きかけていければと考えております。

会 長

ありがとうございます。

A 委員

お尋ねしますが、資料2の倒木の切った後はどうするのですか。

みどり推進課長 こちらは東京都の管理樹木ということで、東京都で後継樹木が育てられないか検討をしているということを伺っております。脇から多少残っているようなものもあると聞いています。ただ、みどり事業係長が現場を見た感じでは、なかなか厳しいかもしれないという状況です。

A 委員

芽が出れば、それを育てるということですか。

みどり推進課長 おっしゃるとおりです。

A 委員 わかりました。

会 長 ほかによろしいでしょうか。
それでは、審議案件ですので、確認させていただきます。

まず諮問第 199 号「保護樹林の指定解除について」は、解除やむなしということによろしいでしょうか。

(拍手承認)

はい、ありがとうございます。

続いて諮問第 200 号「ねりまの名木の指定解除について」、これも解除やむなしということによろしいでしょうか。

(拍手承認)

はい、ありがとうございます。

それでは、この 2 件について、諮問のとおり、解除についてやむなしとして決定させていただきます。

続きまして、3 の報告事項になります。

まず、報告案件「練馬区みどりの総合計画について」、事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長 それでは、報告案件 1 (練馬区みどりの総合計画) について、資料 3 - 1、3 - 2、それから冊子を使って説明をさせていただきます。

先ほど、会長からもありましたが、計画策定にあたっては、委員各位から貴重なご意見、ご提言をいただきました。まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

(資料 3 - 1、3 - 2、冊子説明)

会 長 ありがとうございます。最終的なまとめについて、前回以降の修正点を中心にご説明いただきました。

何かご質問、ご意見等、ありますか。

B 委員 パブリックコメントの表を見えています。5 ページ、21

番です。私たちは、緑化協力員として参加させていただいています。一番下の底辺のほとんどボランティアという形で活動している者です。21番のところにも、「緑化協力員制度の見直しにあたっては、オープンな議論により行うべき」と書いてあります。こう言う人がいらっしやっただのと思うのですが、私もそう思っています。

2月に、緑化協力員制度は終わりますという口頭の連絡がありました。次回からは委嘱しませんという口頭の連絡が突然ありました。それで、一体どうしてしまったのだということで、みんな迷っています。新しい制度に変わるのですから。私たちは何と41年間続けています。42年目にあたります。だから、変わるのはあたり前だと思いますが、そこまで続けてきた活動を、担当の人の「終わります。これでもう次回から契約しません」の一言で終わってしまったのは、ちょっと私たちボランティアに対する。これからもボランティアに頼らなければ、この目標は絶対に進まないですよ。

以上を踏まえて、終わった者たちにもきちんと丁寧な接し方をしていただきたい、できればリスペクトしていただきたいという要望です。

今、文書で出してくださいと担当の係に要望していますが、いまだに返事がありません。要望です。

みどり推進課長　ご意見、ありがとうございます。緑化協力員については、今お話がありましたとおり40年以上にわたり、練馬区の緑化について一番、現場でご協力をいただいていると私も十分理解しています。

現在、来年の新しいパワーアップカレッジの生徒募集とのセットで、緑化協力員の募集自体は確かに停止させていただきます。ただ、皆さんがやってきた活動自体は、私どもは絶対に否定するものではありません。今、それぞれのブロックでブロック会などをされていると思います。6月まで、緑化協力員の活動を継続するためにどういう支援があれば継続できるか、今までと違ったやり方でどういう継続ができるかということを中心にきちんと把握して、できる限りのことをやっていきたいと思っています。

パワーアップカレッジの仕組みは、今まさに検討しているところですので、それとあわせて検討していき、委

員の方からぜひ意見をお聞かせくださいということで対応しているところです。十分ご意見を踏まえて対応を考えていきたいと思っています。

C 委員

関連ですが、緑化協力員制度は先ほどおっしゃったように、昭和 53 年度に発足して現在 21 期まで来ました。ですから 42 年になります。そこで緑化協力員制度の終了の理由を明確にしてお答え願いたいです。口頭ではいろいろ聞いていますが、口頭の場合、人それぞれ受け取り方、解釈が違ってしまうので、理由をお答え願いたい。

三点、言わせてください。

12 月にみどりの総合計画(素案)をいただいています。今回、冊子でいただきましたが、施策のなかで、素案と文面が少し違っています。内容も少し変わっています。それについては、先ほどの報告のなかでも触れられていなかったもので、確認です。

12 月に発行された素案から質問させていただきます。施策 2 - 7 です。これは手持ちのものには載っていませんが、施策 2 - 7 で「みどりを守り育てる人材や団体の育成について」と書いてあります。先ほど出ていますように「緑化協力員制度については、任期終了後の活動を視野に入れて見直しを行います」となっています。緑化協力員制度の見直しの日程計画があれば、お答え願いたい。なければならないでかまいません。

それから、施策 2 - 3 です。「子ども向け体験型学習の充実」ということで、次世代を担う子どもたちにカブトムシの森事業と、小中学校の親子向けの事業について引き続き取り組みますという記載があります。今、カブトムシの森事業は、現在の緑化協力員の 3 ブロックで活動をしているものです。緑化協力員制度終了後、カブトムシの森事業計画について今後どうなるのかということをお答え願いたいと思います。

三点です。前と変わってしまい記載が全くないので、お願いします。

みどり推進課長 まず、最初の緑化協力員制度が終了し、それがなぜパワーアップカレッジに移行していくのかというところです。今回、みどりの総合計画全体として、より幅広く区

民の方に参加していただき、保全する取り組みを盛り上げていこうというのが一番大きな基本的な考え方になっています。

一つは、よりオープンな形で参加できる仕組みをつくっていくということです。それから緑化協力員についても、これまでずっと課題として我々がなかなか対応できなかった部分があります。卒業後の活動の場所の仕組み、マッチングの仕組みがないという課題がありました。これらを含めて、パワーアップカレッジに移行を図っていくことが一つの理由になっています。

それから、見直しについては、具体的にどうやっていくか、活動を継続できるものについては、活動を支援していき、ぜひ地域として続けられるものは続けていけるようにご意見を伺っています。まさにこれからまとめていくところですので、ぜひご意見をいただければと考えています。

最後に、カブトムシの具体的な実証方法です。今、3ブロックに分かれてブロックごとに活動されているということをおも伺っています。これをそのままというのはなかなか難しい部分があるかと思えます。こちらについてもどういった形ならいいのか、直接、担当がブロックに入らせていただき、秋ぐらいまでの間に形にしていければと考えています。

C 委員

カブトムシですが、来年度の仕組みということでやっています。今、秋と言ってしまうと、もう来年やらないとなると、一旦、夏で終わってしまいます。もし判断できるならば、夏のカブトムシの産卵の前に判断していただけるとありがたいと思えます。

みどり推進課長 ご意見、ありがとうございます。そのように配慮させていただきたいと思えます。

会 長

今の件、よろしいですか。こういう制度や仕組みが変わるときには、この委員会もそうですが、その場で活動なさっている方々には丁寧にご説明いただいて、ご理解いただくようお願いできればと思えます。

ほかに何かありますか。

D 委員

三点ほどあります。

まず一点目が、パブリックコメントに関してですが、資料 3 - 2 です。こちらを私からは要望として言わせていただきます。区民からの意見と考え方、さまざまな方のご意見として、みどりに関する数値の目標、質の向上を追求するのであれば質の定義を明確にすべきです。また、緑被率の目標をつけてほしかったという要望があります。もう今回はできてしまったものですが、今後はぜひ、検討いただきたいとまず要望させていただきます。

内容に入ります。復習も含めてですが、前回の緑化委員会でいろいろなご意見が出ました。その一つが、今後の「武蔵野の面影を伝えるみどりを守る」という目標に対して、それでは弱いので「守り、増やすべきだ」というご意見でした。それが今回反映されたと思います。

今回、資料 3 - 1 の A 3 を拝見すると、30 年後の目標として 5 個の目標のなかで確かに「武蔵野の面影を伝えるみどりを守り、増やす」という目標になっています。守るだけではなくて増やすとなっているのは確かに前進だと思いました。しかし、A 3 の資料の説明を拝見すると、「練馬の歴史や風土を今に伝え」という項目を見ても、増やすという要素がありません。実際、この文章を見ると、ここの説明は前回の 10 月に出された案と全く同じ文章です。タイトルは「みどりを守り、増やす」になっていますが、実際の説明自体は「守る」という内容だけになっていると思いました。

そこで本文を見ますと、18 ページの中で同じように目標が書かれており、そこではまた少し違う書き方がされています。「武蔵野の面影を伝えるみどりを守り、増やす」とあり、ここではまた新たに、長期プロジェクトとして「稲荷山公園で武蔵野の面影の再生に取り組みます」というようなことも書かれており、このあたりの整合性というか。おそらくこちらの本文が正しいと思いますが、具体的にみどりを増やすということで、どのように考えているのか説明をいただきたいと思います。

まとめて言ってしまうのですが、もう一つ、この全体を通して今後変えていただきたいことは、西暦と元号がかなり混在していることです。例えば、表紙だと平成 31

年、つまり 2019 年度から平成 40 年、2028 年度、これはとてもわかりやすいのですが、なかに入ると平成 40 年までということになって終わっているところがあります。また、例えば、逆に 49 ページだと「2020 年の目標」、あるいは「2016 年までの 10 年間の目標」というように、西暦だけの記載もあります。どちらを使うかいろいろな判断があると思いますが、両論併記をしていただけたらより見やすくなりますので、今後の課題として検討いただけたらと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

みどり推進課長 まず、パブリックコメントについては、この間もご意見をいただいているところです。まず、この計画の推進にあたっていくなかで計画にも書いてありますが、みどりの量を捉える指標について、検討し、次のみどりの実態調査までに何らか出していくということで記載しています。それはこれから取り組んでいきたいと考えているものです。

続きまして、概要版については、大変申しわけございません、これは私どものミスです。本文が正しい内容となっています。稲荷山については、緑地の整備の関係で用地取得があります。計画的に取り組んでいくということで、今後、アクションプランであったり都市計画であったり具体的な年次も示されていくと考えています。

最後に、西暦の件については、心して、わかりやすくなるように今後努めていきたいと考えています。

E 委員

話が戻ってしまいましたが、緑化協力員の件です。私のほうにも、急に終わってしまうようだと連絡が入ってきました。そこで、塩沢課長のときにお問い合わせをしました。そのときには、丁寧な説明がない、連絡がなく急にそのような通達があったと、緑化協力員からのいきなりの質問があったため、大変戸惑った経緯があります。

いただいた回答では、長年緑化協力員をされていた方は、パワーアップカレッジにおいて優遇制度を設けるといった話も聞かせていただきました。具体的なお話はまだですが、そのような説明をさせていただきました。確かに、40 年以上携ってこられた緑化協力員の方々に、逆に

もう一回パワーアップカレッジで習得をしてくださいというのも、変な話だと思っています。

システムが私のほうにもまだはっきりと伝わってきていないので、何とも言えませんが、私が言いたいのは、今まで40年以上もボランティアで緑化協力員を務めてこられた方々の気持ちをそぐようなことがあってはならない。まして今後、「みどりのムーブメントを起こす」、「ネットワークを形成する」というように言っているさなか、中心となって働いていただける方々の気持ちをもっともっと盛り立てていただけるような形にさせていただきたいということです。

また、皆様の協力なくしては、みどりが守れない。ましてや、落ち葉に対する協力なしで、ボランティアでやっていたでいて、育てるだけでなくケアもしていただいているというところに、やはりリスペクトしていただきたいと思っています。

みどり推進課長 ただいまご意見をいただきましたボランティアの方の活動に対するリスペクトという点については、私もそのように考えています。当然、丁寧に対応するように着任して早々に指示をしています。実際、今、ブロックに入っている担当の者に、具体的に来年続けるにあたってどういったサポートがあったら続けられるのか、どういうことが心配なのかなど聞いてもらっている段階です。

それを踏まえて、パワーアップカレッジのつながりの仕組みとセットになる部分があります。先ほど、カブトムシについては早目というお話もありました。そこもきちんと踏まえて、少しお時間をいただきご意見を聞いたうえで、皆さんの活動について評価し、続けられるものはぜひ続けてほしいというスタンスで、パワーアップカレッジのスタートということで整理をしていこうと考えています。

環境部長

緑化協力員制度については、本当に、長年にわたり、皆様が練馬のみどりを支えてくださったということに、まず私どもとしては当然感謝をしています。

ただ、今回、いろいろご意見をいただくなかで、私どももこの新しいみどりの総合計画を策定するにあたって、

練馬のみどりを守り育てていくためには、行政の力だけではだめだと、区民とともにやっていかなければみどりは残らないという思いで、検討を進めてきました。若干、制度の見直しにあたって説明が不十分であったことを改めて申しわけなかったと思っています。

先ほどから課長からもお答えしていますように、皆様のご意見も聞きながら丁寧に進めていきたいと思っています。練馬のみどりを守り育てるために、皆様のご協力なくては前に進まないの、こちらもこれまでの進め方で改めるところは改めさせていただきますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。

会 長 緑化協力員の方は、ほかによろしいでしょうか。

F 委員 充実した総合計画ができ上がり、とてもうれしく思っています。私からは、質問とお願いがあります。

練馬のみどりですごく特徴的だと思うのは、農地もそうですが、やはり屋敷林です。憩いの森として 45 カ所、そういったところだと思います。屋敷林等の樹林地は、重要な樹林地として 20 ページの具体的な施策のほうの「みどりのネットワーク形成」に載っており、憩いの森についても 22 ページのほうにも記載があります。

屋敷林について思うところは、評価や指標をつくっていく、目標をつくっていくことです。それぞれに個性が非常に強いものなので、そこに住まわれていた方の歴史や練馬の歴史や文化がそこに詰まっています。それも一軒一軒違うので、普通のみどりの調査ではやはり評価し切れない部分があるということが、私が屋敷林を見ていて非常に思うところです。

総合計画のなかでは、そこまで踏み込んで詳しくこのような調査を行ったり、こういったそれぞれの個性をどう扱うかということまでは載せてはいませんが、実際にこれから施策または調査を進めていくなかで、調査については「進行管理」のなかで 42 ページに載っています。進行管理の 5 年ごとの調査および評価などがあり、こちらにも載っていくのかと思います。

新たな公園をつくるのも非常に必要ですが、既存の屋敷林のみどりまた盛り土をしていない昔ながらの土に生

息している土壌動物の数や種類は、爆発的に公園の土などと違います。そういった貴重性などをやはりきちんと捉えて、見える化していかないと、練馬らしいみどりを残していくということにつながらないと思っています。

10年間の総合計画ですが、そのあたりの実際の調査や評価の仕方というものを議論していけば、練馬だからこそその評価指針や、屋敷林などの価値を示していけるのかと思います。具体的な施策を進めていくところで一緒に進めていただければというのが一つです。

もう一つは、GISのような地理情報システムを使った評価や、今後の計画に生かしていくという視点がこれから必須だと思います。私は、20年前にアメリカのいろいろなみどりの保全活動の仕方を見てきました。既にGISがかなり実用化されつつあって、例えば緑地の評価もそうですし、一つ一つの樹木に対してタグづけをしていました。

先日、メルボルン市の市役所の方が来られ、講演会がありました。今、メルボルン市では7万本の街路樹全部にタグづけがされていて、それがGISで管理され、計画に生かされています。実は日本でも、公園のなかでそういった木のタグづけをしています。そういう新しい技術をきちんと使っていく。ただ単にみどりのネットワークの形成と言っても、非常に抽象的なところがあるので、そういった新しい技術を使うことで、いろいろな方に見える化ができ、非常に正確な評価ができてきます。

一番大事なものは、今後の未来に向けてだと思います。屋敷林などの樹林地というのは、今あるものをどうしていくのかというところがあります。でも、今あるものは、木もどんどん年をとっていくわけですから。そうすると屋敷林それぞれの個性を生かしながらネットワークをしたときに、個性を生かしたみどりの役割分担も公園や農地などとも一緒にかかわってくるのだと思います。この10年でまた最新の技術が出てくると思います。そういった新しい技術をきちんと大学の研究機関などとぜひコラボレーションをして進めていただければと思います。

大きく二つの意見です。よろしくお願いします。

みどり推進課長 貴重なご意見をありがとうございます。

まず、屋敷林の評価についてはご指摘のとおりです。例えば歴史という観点での評価は、確かに現在は薄い部分があるかもしれませんが。これについては、委員のご意見を踏まえ、どういった形でそういったものが残していいのか、この委員会などでご意見をいただきながら考えていければと思っています。

また、GIS等の活用です。区でも一部、道路や街路灯のようなものについては、「ねりまちサポーター」という名称で、区民の方が写真を撮って送るという仕組みもあります。木についても、タグづけをすることでどういった形で活用ができるのか、いろいろ情報をいただきながら、新しい仕組みについても活用を図っていければと考えています。

F 委員

ありがとうございます。一本一本の木もそうですが、特に屋敷林という面で捉えたときの評価、それからそれをGIS的にレイヤー的に重ねていったときの評価、そういったものが練馬区でできていくと緑地評価や緑地の管理、マネジメントについての非常に先進的なモデルになるのではないかと思います。これだけ多様なみどりが残されている、または残っている、それを守っている方々がいるという練馬のみどりの貴重さがあると思います。ぜひ、これは練馬発で進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

G 委員

先ほど、区民の意見制度のなかで、緑視率のはかり方を明記してほしいということがあり、ここに入れられたということです。これは評価させていただきます。18ページに、今後30年後の目標としてみどりに満足している区民の方を80%に増やすためにこの五つの柱で取り組むということになっています。今までは緑被率という形で進んできましたが、今度、緑視率ということで大きく政策が変わってくるわけです。この緑視率が25%を超える場所を増やしていくと書かれています。63ページに緑視率をはかる基準、調査方法が書かれています。ここに「調査地点」とあり、「平成28年度のみどりの実態調査での34カ所」となっていますが、この34カ所がどこになっているのか、それが出ていないのが非常に残念です。せ

っかく総合計画を作成して、緑視率を増やしていくということを書いていながら、34カ所が明記されていないというのは非常に残念だと思いますが、いかがですか。

みどり推進課長 ご意見をありがとうございました。

34カ所については、確かに今回計画に載っていないというのはご指摘のとおりです。こちらについては、「みどりの実態調査」の計画の報告のなかで、計測ポイントについて具体的にお示ししています。それから、今回新しく評価するにあたっては、こちらにも書いてありますが、どういうポイントではかるのがいいのかということの検討も含めて、新しく取り組んでいくということになります。ポイントについては、次回こういう形で掲載する場合は、基準地としてあったほうがいいのかという趣旨のご意見かと思えます。そのような形でできるように取り組みをしていきたいと考えています。

G委員 ぜひ、新たな取り組みとしてきちんとそういうことも明記してもらいたいと思います。例えば実態調査で設置する場所はどういう基準で設置するのか、それはどうでしょうか。

みどり推進課長 緑化委員会の答申でも、ネットワークの形成において重要な地点・地区を検討されたいというご意見をいただいていることと、区民がそこでどれぐらい活動しているかという視点も含めて、新しい指標をみどりの実態調査までに定めていくということでお示ししています。

具体的には、42ページの の四角の2つ目です。みどりの実態調査に向けて、「みどりの量だけではなく、活動に着目した質の観点を加えて実施します」とあります。評価方法については、「専門的な知見を有する団体や大学等の研究機関の協力を得ます」とあります。当然、こちらの緑化委員会でもご意見をいただきながら、この調査までの間に一定のものをお示ししていきたいと思っています。今年度から、実際にどういったものがあるかという検討について着手していく予定です。

G委員 ぜひ、実態調査を行う場所をきちんと区民の方にも知

っていただき、やはり緑視率をしっかりと上げていくことに取り組んでいただきたいということと、さらに、実態調査をやる場所を増やしていただきたいということ要望させていただきます。

会 長

ほかに何かありますか。

皆様、大変貴重なご意見をありがとうございます。みどりの総合計画の実現に向けては、区民の皆さん、ここにいらっしゃる緑化委員の皆さんにもいろいろご協力をいただきながら進めることとなります。今後とも、この場を通じてでも結構ですので、いろいろお気づきの点がありましたらご意見をいただければと思います。

それでは、続きまして、報告案件「保護樹木の新規指定について」、事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長 それでは、資料4をごらんください。保護樹木の新規指定について、一覧表をつけさせていただいています。件数が多いため、詳細については担当の係長から説明をさせていただきます。

みどり事業係長 （資料4説明）

会 長

ありがとうございます。

保護樹木の新規指定15本についてご報告がありました。委員の皆様から何かご質問等がありますか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料5になります。保護樹木の指定解除について、ご説明をお願いします。

みどり推進課長 それでは、資料5、保護樹木の指定解除についてです。まず、大変申しわけございません、資料の訂正が一か所ございます。おわびして、訂正をお願いできればと思います。

資料5の裏面、(2)の表の2行目、指定番号第348号でございますが、こちら、第347号と合わせてエノキと表示してございますけれども、第348号の樹種はケヤキとなります。大変申しわけございませんが、お手元の資料を修正いただければと思います。

また、今回、先ほど、諮問しました倒木と同様に、台風での倒木による解除等も含まれています。前回委員会で、被害状況がまとまった段階でご報告ということでお話しさせていただいていましたので、簡単ではありますが、区で把握する範囲の被害状況について報告させていただきます。

昨年9月30日および10月1日の台風24号による倒木もしくは枝折れについて、区が把握する範囲で164本。このうち土木部が対応したものが147本、みどり推進課が対応したものが16本、住宅課が対応したものが1本という状況になっています。詳細については、先ほど同様、担当係長から説明をさせていただきます。

みどり事業係長 （資料5説明）

会 長 ありがとうございます。

昨年の11月11日以降の指定解除ということですが、区有地・公社所有地となったための解除が22本、それから、所有者の申請により解除した樹木が19本、あわせて、台風時の区内の倒木状況について口頭でご報告をいただきました。

何かご質問はありますか。

F 委員 解除理由のなかで、7番以降に、「新所有者から自己管理を行う旨の報告とともに解除申請があった」ということですが、自己管理を行うというのはどういった意味になりますか。

みどり事業係長 通常、保護樹木になりますと、剪定等について補助金を区から支給させていただきます。それに頼らずに今後自分で管理をするというように申請者から申請があり、今回に至ったものであります。

F 委員 そうすると、ご自分の負担が増えてしまうと思いますが、そういう解除に至った理由、今後、その樹木をどうするかということも含めて、所有者が何か検討されているということでしょうか。

みどり事業係長 その樹木の今後の処理については、私どものほうは把握しておりませんが、ただ、手続の段階では、所有者の方からどうこうするという話は伺ってはおりません。

F 委員 了解しました。

会 長 今のご意見のところはとても大事です。保護樹木として指定するということと管理費を助成するということは別のことだと思います。貴重な樹木なので保護するという趣旨の部分をきちんとすることが大事ですので、その辺は慎重に今後検討していただけたらと思います。

E 委員 保護樹木の件に関して、私実際に調査をしたわけではないのですが、剪定業者に保護樹木の剪定をしていただいている方がいらっしゃいまして、全然賄えないというようなお話です。保護樹木にして損したみたいなお話をされている方がいらっしゃるようです。なので、もしかしたら助成の制度がちょっと厳しいのかと思ったりもしました。そこは、私も確実な数字をいただいたわけではありませぬので、そのような声があったということだけ、お耳にとめていただければと思います。

F 委員 追加です。その解除申請があったときに、民間の持ち物ではありますが、理由などもお聞きしていただけると、今の助成金の使い方など今後に活かされるかと思えます。非常に立派なケヤキなどが解除されてしまうのは、少し残念な気持ちがありますので、そのあたりをご検討いただければと思います。

みどり推進課長 ただいまの委員からの意見を受けまして、その後について一定程度把握して、可能な限り協力していただくということで進めてまいりたいと思います。

会 長 助成については多分、十分でないということが実態です。自治体によっては助成金自体がなかなか難しいということで、制度が滞っている自治体もあるようです。名木の伐採が続いていますので、なるべく多くの区民の方に理解していただいて、保護樹木となるように今後とも

努力していただけたらと思います。

ほかに何かありますか。

H 委員

私は屋敷林を所有しています。先ほど、台風の被害について話がありました。実際、私の屋敷林でも倒木があり、倒木の結果、区道を塞いで、隣のマンションの塀を破壊してしまいました。剪定の助成の問題もありますが、個人所有ですので、そういう倒木に備えて計画的に剪定をしていくというのは、なかなか費用の面で難しいところがあります。やはり、リスクとして、倒木、枝折れによる人損、物損というのは以前から気になっており、それが発端になり保護樹林制度に認定していただいています。

実際、今回、そういう想定をしていた最悪の事態が起きたのですが、朝6時ぐらいに区役所に連絡をしました。土木部の方だったと思いますが、すぐ動いていただきまして、7時半までには道路を車も通れる状態にさせていただきました。

また、保護樹林制度のなかに、人損・物損に対する保険の適用があります。今回、すぐに保険会社の方に区役所のみどり推進課のほうから連絡していただき、すぐ動いていただきましたので、隣のマンションの所有者さんも非常に落ち着いて対応していただくことができました。

保険会社からしたら、いろいろ難しい面もあるようですが、剪定の助成ももちろん拡充していただければ助かりますが、保険制度のほうは意外と皆さん気づいていらっしゃる方ではないかと思います。ぜひ、これについては今後も続けていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

みどり推進課長 ご意見をありがとうございます。リスクに対する備えについても、引き続き対応できるように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

会 長

その辺の情報も伝えていただければと思います。

ほかに何かありますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。以上で、本日準備しました案件は終わりますが、その他、委員の皆様から何かありま

すか。

それでは、事務局からお願いします。

みどり推進課長 最後に事務局から連絡をさせていただきます。

次回の緑化委員会は8月に開催を予定しています。詳細な日程については、会長、副会長をはじめ、調整のうえ、改めてご連絡させていただきたいと思います。

また、本日ご指摘いただきました資料3-1の添付資料については、本文と体裁をきちんと直したものを改めてお送りさせていただきます。

会 長

それでは、これをもちまして本日の緑化委員会は閉会します。どうもありがとうございました。

了